

審議会等名	令和4年度 第2回つくばみらい市市民協働推進委員会
●日時	令和5年3月16日(木) 午前10時～午前11時30分
●場所	市民活動まちづくりセンター 会議室
●出席委員	古舘千恵子委員長、小菅均副委員長、大橋信久委員、関 慶広委員、 菩提寺宗子委員、松本譲二委員
●欠席委員	石塚裕子委員、石村章子委員、小菅新一委員、藤林寿委員
●事務局	地域推進課 中島課長、石神課長補佐、前田主事、小林主事
●傍聴人	なし
●次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度市民協働事業実績について</li> <li>(2) 令和5年度市民協働事業(案)について</li> </ol> </li> <li>3 その他</li> <li>4 閉会</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が議長となり、以下の議事進行を行った。</li> <li>・「(1) 令和4年度市民協働事業実績について」における資料1-1について事務局より説明を行った。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【質疑・意見等】</p> </li> </ol>
●委員	<p>ご説明どうもありがとうございます。私は、市民協働という切り口で市の行政とタッグを組む相手方について、気付いた事がありましたので、意見を申し上げたいと思います。相手方の中に、市民活動団体や、株式会社がある一方で、公的なものにかなり近い団体がありました。例えば事業番号で言いますと、44や46あたりは、限りなく公的な団体ではないか、公と公ですと市民協働に定義されるのか、と少し疑問に思いました。「協働という切り口で協力して仕事しましょう」というのはとても大切な事だと思いますので、悪い事では無いのですが、市民協働という定義にすると少し違うのではと感じ、ご意見申し上げました。</p>
●委員長	<p>今の質問にお答えはありますか。</p>
●事務局	<p>ご意見ありがとうございました。皆様のお手元に、追加で資料を提供しておりますが、その中の「領域」という部分をご覧ください。相手方として、一般社団法人などの法人格を持つ団体に対して、市は協定を結んで事業を行っております。同様の事例では、株式会社と包括連携協定に基づいた事</p>

業を行っており、お互いが対等な立場で協定を結ぶ事により、官と民が一緒に取り組んでいくという事が一つの協働の意味合いをなしております。今回ご指摘のあったものについては、一般社団法人や、公益財団法人など法人格を持つ団体と協定を結んでおり、一企業として生業をなす業務委託では無く、一般社団法人との協定、まさしく官と民が同等の立場において、空き家に対してどう対応していくのかという事を行っている事業という事で、今回は協働事業という形で提示をさせていただいております。

●委員

例えば公社の話であれば、茨城県何某とついている時点で、名目は民でも茨城県の行政に近い仕事をなさっている民間の団体で、実際は公なのかと思ったので意見させていただきました。今の説明で結構でございます。

●委員長

ほかに何かございますか。

●委員

先日、みらいの森公園でマルシェがあり、当方でもお手伝いなどさせていただきました。50から60のワークショップがマルシェに出ていて、ごみ拾いなどのボランティアをさせていただいたのですが、こういった民間が主催の事業は市民協働とは違うのでしょうか。市民の人もいれば、市民以外の人もいると思うのですが。

●事務局

ご指摘のマルシェについて、市でも後援をさせていただいております。この事業については、市民の交流を創成する目的で、おそらく後援をしているということだと思います。ご報告させていただいた、令和5年度の市民協働事業は、調査期間が令和4年4月から令和5年2月までであるため、今回の結果には入っておりませんが、市の後援である以上は協働の事業という事で捉えることが出来ると思います。ただし、一概に後援した事業が全て協働事業になるかと言えばそれはならないと思います。担当課がどういう目的で、どういう狙いで後援をしたのか、その辺の目的をはっきりさせた上で、今後実績報告をさせていただく際に、協働事業であれば協働事業という形で皆様にお示しいと思っております。

●委員長

ほかに何かございますか。

●委員

この市民協働推進委員会の要綱に、この委員会というのは市における市民協働推進の取組状況の評価を行うと記載してあります。

昨年度、委員会が始まった時には、本当にまっさらな状態で、事業がどういう所にどのように進んで行くのか、なかなか見えない状態で、昨年度の実績も、実質的には30程度という報告しか出来なかったと思います。その状態から、この一年で事業がここまで増えて、さらに委員の皆様から、素朴

な疑問を投げてもらい、そしてきちんと回答をいただけたということについて、昨年度から始まり、よくここまで一つの方向性を示してくれたとすごく評価しています。まさしく、委員会の要綱にある、取組み状況の評価に関する点は、満点に近い位です。どういうものが協働なのかという疑問について、僕ら市民が行政と一緒に手を取り合って、市民・地域・事業者・行政が連携を深め、協力し合って結果を出していく、それを子供たちが次の世代に繋げていく誇れるような未来づくりに向けていくということが見えてきました。

- ・「(1) 令和4年度市民協働事業実績について」における資料1-2について事務局より説明を行った。

#### 【質疑・意見等】

##### ●委員

実績につきましてはとても良い事だと申し上げたくて、意見を申し上げます。

まず活動団体が着実に増えているという事はとても良いことだと感じています。また、私もNPO法人に所属しており、資料3ページの登録団体交流会に出席させていただきましたが、他の団体が実際にどのような活動をしているのか知らなかったのが大変有意義でした。今後も継続してこのような交流会をやりつつ、新しく活動したい人を育成するための事業というの、もう種まきをしていると思うので、引き続き継続していただければと思います。

- ・「(2) 令和5年度市民協働事業(案)について」事務局から説明を行った

#### 【質疑・意見等】

##### ●委員

2つ意見がございます。

まず1つは、補助金の運用についてです。補助というのは、事後払いというものもあると思いますが、内容によっては、事前に一定額をお渡しするというのも可能にはいかかでしょうか。

もう1つは、今回のご報告にはないのですが、実際に私がNPOで活動していて、いつも怖いと思っていることがあるのでお話ししたいと思います。それは、一般の方をイベント等でお呼びしてけがをしてしまった時のことや、何か揉め事が起きてしまって、すぐには解決しなかった時のことです。例えば、一般の方がけがをしてしまった場合に対応できる、イベント保険というのがあると保険会社から聞いています。例えば市民活動をする時に、そのような保険をうまく使った方がいい場合もあるかと思うので、そういうことが助言できるような仕組みがあってもいいのかなと思っています。場合によってはさきほどの補助ではないですが、イベント保険部分について補助しましょうという制度があってもいいのではないかと思います。

また、ほとんどないとは思いますが、中には強めなご意見、いわゆるクレームに対して、場合によっては法律的な対処をしなければいけないこともあるかと思っています。急に弁護士を呼ぶなど、そういうことは難しいかもしれませんが、例えばどのように解決していけばいいのかということ、とりあえずここに来て相談してもらえますか、という場所があってもいいのではないかと思います。

●事務局

ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、さまざまな事業を行う際に、市事業終了後に補助金を交付するため、経済的負担がネックになるということがあります。現在、補助金の交付要綱を制定中のため、確定的なことを申し上げるのは難しいですが、場合によって、事前に交付金をお支払いすることができる「概算払」についても入れ込む予定です。

また、先程のご質問で、例えば NPO 法人などの団体がイベント保険などの加入を検討する際に、相談できる場所があればということについてですが、もし、事前にこういった困りごとがあるということでセンターの方にご連絡いただいた場合には、可能な限りご相談に乗らせていただいています。個別具体的な全ての事業に対して解決できるかどうかは難しいですが、私たちも、市民活動団体の皆さまの立場に立って、できる限り考えて、可能なことを対処していければと思っております。そういった事例が発生した際の相談窓口として、本センターがあるという周知が不足しているために、このようなご意見をいただいているかと思えます。したがって、市民活動まちづくりセンターの登録団体の方々に、何か困ったことがあればセンターにご相談いただきたいという案内をしていきたいと思っております。

●委員長

他にありますでしょうか。

●委員

保険のことで一つございます。社会福祉協議会でのボランティア登録と、市民活動まちづくりセンターでの登録がダブるということもあると思います。イベント等色々これから共催されるということで、今まで社協さんが開催されて、センターでまた似たようなことが開催されて、二本立てのような印象がありました。しかし、最近は共催で講座を開催したり、ダブリ感がなくなってきたような印象も多くなってきました。ボランティアとしての感覚というか立ち位置として、市民活動体験を経て、ボランティアになった場合、社会福祉協議会にも登録の必要があるということでしょうか。

●事務局

まさにご指摘いただいたとおりで、市民活動まちづくりセンターの開所当初からよくいただくご質問として、社会福祉協議会との関係性というものがあります。市民活動まちづくりセンターと、社会福祉協議会のボランティアセンターと、2つあるようなイメージがあります。先程の保険の話ですと、社会福祉協議会にボランティアとして登録されている団体だけが、ボランティア保険の対象になりますが、市民活動まちづくりセンターについては、もう少しご登録いただく団体の範囲が広がっております。社会福祉協議会とも、共催という形で講座を開催したのですが、連携を密にすることで、市民の皆さんにとっても、私達行政にとってもよりよい方向に進んでいくのではないかと考えています。どういった方法が一番うまく連携して進めていけるのかという答えは出ておりませんが、今後も社会福祉協議会と緊密な連携を取りながら事業を展開していきたいと考えています。

●委員

まだ、これからということですね。市民活動団体の活動を体験して、ボランティアをやりたいとい

う方が何名か出てくるはずですよ。この方たちをこのまま市民活動まちづくりセンターで管理するのか、社会福祉協議会に登録してもらって、社会福祉協議会にできるところでやってもらうかという方向性はどうなんでしょうか。

#### ●事務局

今回のボランティア体験会で申しますと、ボランティア団体で体験するというのを1つの主眼としております。どういうことかと申しますと、例えばボランティア団体が行う事業の中には、自分たちが主催をして、市民の方を集めて何かやるというイベントもあると思います。しかし、今回のボランティア体験会では、イベントの参加者を募集しているわけではなく、その主催者側に入っていて、その日々のボランティアの活動を体験していただくということを考えております。そのため、例えば菩提寺委員が所属される団体が行われている活動を体験して、もし今後も参加してみたいということになれば、今度はその団体のメンバーとして登録をしていただくというのが今回のボランティア体験会になっています。

したがって、社会福祉協議会や、われわれ市民活動まちづくりセンターで募集したからどうだというわけではなく、最終的にボランティアの体験を通して、団体に入っていて日々の活動していただくということです。そのため、最終的には、ボランティアの方は、社会福祉協議会のボランティア保険の対象になってくることになるかと思えます。

#### ●委員

それで、共催ということでしょうか、

#### ●事務局

先程申し上げたように、市民活動まちづくりセンターに登録されている70以上の団体と、社会福祉協議会のボランティア連絡協議会や、ボランティア連絡協議会に加盟していないボランティア団体が重複しています。

さらに市で把握している団体ですと、社会福祉協議会に登録していないNPO法人、それからあとは法人格を持たない団体で、市民活動まちづくりセンターにのみ登録している団体もいらっしゃいます。

市民活動まちづくりセンターだけでボランティア体験会を実施するとか、社会福祉協議会だけでボランティア体験会を実施するといった線引きをするよりも、市民の皆さんが参加したいものがたくさんあるのであれば、社会福祉協議会と市が一緒になって、市民の皆さんが有効活用したいと思っているその時間を提供できればということで今回企画させていただいております。今後は、こういった市民の皆さんが新たな活動をしていきたいというものについては、社会福祉協議会とタイアップして、ボランティア連絡協議会や、ボランティア団体、市民活動まちづくりセンターの登録団体と、垣根を無くして、皆さんを受け入れられるような体制づくりにしていきたいと思っております。

#### ●委員

ありがとうございます。窓口が大きくなって、社会福祉協議会との接点が増えたことがすごくうれしいです。市民活動まちづくりセンターでも社会福祉協議会でもいろんなことできるのかなと思っています。

●事務局

我々行政だけの力で、地域の課題、それから市民の皆さんの課題を解決していこうというのは正直限界があります。その限界というのは、職員の人的な問題もあるし財政的な問題も正直なところあります。そこを、市民の皆さんの力を借りて、一つ一つ解決していくというのが、市民協働のスタイルなので、社会福祉協議会だからとか市だからということではなく、一緒になって、皆さんと進んでいくことによって、地域の課題や、市民の皆さんが思ってた「こういうまちづくりにしてみたらいいんじゃないかな」ということが、早く実現化したり、解決したりしていくのではないかと思っております。

●委員長

先程の件ですが、色々なイベントで参加者を集めた時に、怪我をしてしまう場合が出てくると思います。そういった時に、一般的な市民の方々からのクレームがあった際の相談相手と言う方が、やはり市民協働の中にあるといいなと感じたんですが、是非そういう分野を作っていただけると、我々も安心して活動できると思います。

つい最近なのですが、イベントで人を集めた時に、駐車場があまりなかったので、参加者の方が行き過ぎてしまい、よそのお宅でUターンした時に、そのお宅から「不法侵入だ。警察に訴えてやる」というクレームが来ました。その時は、たまたま社会福祉協議会の方がいてくださったので、対処してくださったのですが、そういう場合、どこかで対処法を聞くようなところがあれば助かると感じました。

それで、市民協働の方で、こういった分野を始めていただくとありがたいと思いますので、是非検討していただきたいという私のお願いでございます。

●事務局

我々としても今後の課題として検討いたします。

●委員長

よろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。

●事務局

先程から申し上げていますが、この一年で進んだな、それと同時に本当に委員の皆さんの意見がすごく高いところに行き始まったと、本当に素晴らしいと思っています。推進に関しても、これから必要なことを、皆さんからの素朴な疑問を通じて、こういうことをやらせてもらいたいなど出していただいて、本当にどんどんレベルが高くなってきているなど。そこで、僕が思ったのは、市民協働というのは少子高齢化を迎えている中で、いかにみなさんと協力しあって、行政と市民が一緒になって、安心して生活できる環境を作っていくかということ、これは文化を作っていくことになるかと思っています。文化というのは、まさしくこういった団体活動を通じて出来上がってくるものだと思います。市全体として、横のラインをしっかりと作ってもらいたいです。例えば、市民活動まちづくりセンターの登録団体の集まりである交流会は素晴らしいと思います。

どんな市民活動団体があるか自体、市民の皆さんは知らないと思います。そのため、登録している団

体だけの集まりではなく、何らかの席で、市民活動団体にぜひPRしていただきたいです。また、ボランティアの話も出ましたが、各都道府県、各市町村でボランティアの方は素晴らしい活動をして下さっていて、目に見えない色々なところで陰で支えになって下さっています。興味をもたれる方のきっかけとして、今度ボランティア体験会をやるということは嬉しかったです。

新しく来た市民の方も多くいて、市民活動まちづくりセンターを中心にして、色々な新しくできていることがあれば、そういう話も聞いてみたいな、どういうことやってるのかなと気になります。したがって、横のラインをしっかりとってもらって、もっともっと市民協働が活発化していけるように、益々ご尽力いただけるとありがたいです。

あと一つだけ、皆さんのやられたことが、補助金に該当するのかわからないのか。該当するかすごく難しい問題だと思うことが、出てくると思うので、それなりの規約みたいなものをしっかり作っていただく必要があるのかなと思います。その辺りをぜひご検討いただきたい。

それから、すごく伸びてきているので、ますます推進するために、先程の保険も含めて、色々な問題が出てくると思うので、そういうことも対応しながら進めていくことが大事かと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

#### 4 閉会（午前11時30分）

##### ●配布資料

- ・令和4年度第2回 つくばみらい市市民協働推進委員会 会議次第
- ・令和4年度第2回 つくばみらい市市民協働推進委員会 会議資料